

ローカル系統へのノンファーム型接続導入後の 混雑緩和スキームの運用開始について（報告）

2024年12月25日
広域系統整備委員会事務局

- 第45回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（2022年9月20日）において当機関にて詳細検討することとされた「**ローカルノンファーム導入後の混雑緩和スキーム**」は、第69回の本委員会（2023年8月9日）において課題整理を完了し、**2024年度の運用開始**に向けて準備を進めてきた。
- **本スキームによる系統増強プロセス※の運用手続きを定めた資料を12月5日に本機関のウェブサイトへ公表し、来年1月6日から事前照会の受付を開始**するため、ご報告する。

今後のスケジュール

本機関ウェブサイト公表資料（一部抜粋）

手続き	2025年1月	2月	3月	4月
事前照会	▼受付開始(1/6)			
	▼申込み	(原則2か月以内に回答)		▼回答
概要検討			事業性判断 (2か月以内に概要検討の受付完了)	▼受付開始(4/1予定)
				▼申込み

※ 本機関の送配電等業務指針において「混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス(以下、「混雑緩和プロセス」という。)」と規定

■ 本プロセスの運用開始に向けて公表した内容は以下のとおり。

- 混雑緩和プロセスの実施に関する手続き等
なお、10/3～23で実施した意見募集結果、FAQ※についてもWebページにて公表
※本プロセスの導入経緯や位置づけ、契約に伴う諸手続き、工事費負担金の支払い条件などを記載したもの
- 混雑緩和プロセスの開始申込み又は同プロセスへの応募における保証金の算定方法
- 混雑緩和プロセスに係る申込み及び回答様式

混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス

「混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス」とは

「混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス（以下、「混雑緩和プロセス」という。）とは、一般送配電事業者及び配電事業者の費用便益評価を基に増強実施の判断がなされなかったローカル系統に対して、混雑緩和希望者の提起により系統増強を行うプロセスです。

＜系統増強プロセスの概要＞

（出典）第45回 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 資料1、一部追記

適用開始日：2025年1月6日

（補足資料）混雑緩和プロセスの運用開始について（2025年1月～3月の期間） (427KB)

混雑緩和プロセスの手続きについて

[業務規程第9.6条の2の規定に基づく混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの実施に関する手続等について \(5894KB\)](#)

<募集終了> 混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの公表資料案に対する意見募集の結果（意見募集期間：2024年10月3日(木)～2024年10月23日(水)）

[意見募集の結果](#)をページ最下部に掲載しました。（2024年12月5日）

3. 混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの開始申込み又は同プロセスへの応募における保証金の算定方法

募集を実施する場合（募集により複数事業者を想定する場合）
保証金＝負担可能上限額（消費税等相当額含む）×5%
※保証金は千円単位（千円未満の端数切捨て）とします。

募集を省略する場合（単一事業者を想定する場合）
保証金＝概要検討回答の工事費負担金概算（消費税等相当額含む）×5%
※保証金は千円単位（千円未満の端数切捨て）とします。

【御報告】系統混雑緩和スキームの運用開始について

- 第45回 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（2022年9月20日）において「ローカルノンファーム導入後の混雑緩和スキームにおける系統増強プロセス」について、電力広域機関の広域系統整備委員会で詳細検討を実施し、位置付けや対象範囲、費用負担等を整理することとしていた。
- その後、第52回 本委員会（2023年6月21日）において検討結果の報告を行った後、電力広域機関において運用手続等を検討し整理を行った（下表）。この整理を元に、本年12月上旬を目処に運用手続を定めた資料を公表し、来年1月6日から事前照会の受付を開始するため、御報告をするもの。

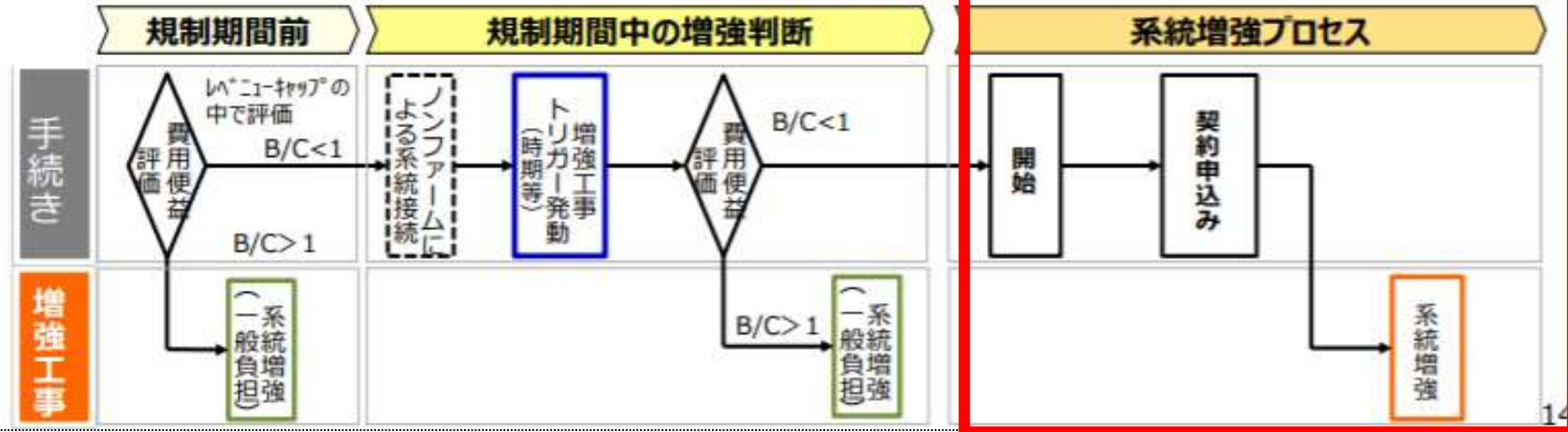
第69回広域系統整備委員会
資料2を一部修正

項 目		広域系統整備委員会での整理結果
①位置付け	本プロセスの位置付け、基本的考え方	・ ローカルノンファーム導入による <u>メリットを毀損しないことを前提に、費用便益評価に基づく効率的な設備形成を補完する限定的スキーム</u>
②対象系統	系統増強の対象範囲	・ <u>ローカル系統を対象とする</u>
③対象電源	本プロセスの対象電源	・ <u>ローカル系統と配電系統（高圧以上）に接続する電源とする</u>
④系統増強	増強規模の考え方	・ <u>系統全体の効率的な設備形成を阻害しないことを前提に、一般送配電事業者が発電事業者のニーズを考慮しつつ、系統状況や増強・改修の既計画との整合性等も勘案して増強内容を検討</u>
	増強内容の検討方法	
⑤費用負担	費用負担の在り方	・ 増強を希望する <u>発電事業者の負担を基本とする</u> （本プロセス後においても、系統利用のルールに基づき他のノンファーム電源と同様の扱い）
⑥開始基準	本プロセスの開始基準	・ 本プロセス開始前に、 <u>発電事業者の混雑緩和に対して系統増強が有効であるか等を確認するステップを設定する。</u>
⑦その他	手続・規程類	・ 現行のアクセス手続を基本に、本プロセスの特徴を踏まえて整理

論点⑤ 混雑緩和スキーム

- ローカル系統については、一般送配電事業者がレベニューキャップ規制期間前の費用便益評価 ($B/C > 1$) により増強計画を立案し、一般負担で設備増強を行う。
- 期中において当初想定していなかった一般負担による設備増強の必要が生じた場合には、費用便益評価等の妥当性を確認した上で、レベニューキャップ制度において、拡充投資計画の必要な見直しを行うなど、収入上限の期中調整の中で対応することとしてはどうか。
- なお、将来的に、ノンファーム型接続の増加により出力制御が行われる場合において、再エネの接続が多い系統においては費用便益評価が1を下回り、系統増強が行われない可能性もある。このような系統については、ローカルノンファーム導入後の混雑緩和スキームとして、電源接続案件一括検討プロセス（一括検討）のような系統増強プロセスについて、一括検討を整理してきた広域機関で必要性も含めて詳細検討することとしてはどうか。
- また、混雑緩和スキーム以外にも、蓄電池や上げDR、ダイナミックレーティング等の技術を活用し、混雑を緩和する方法があるが、これら技術を活用した混雑緩和手段についてどう考えるか。

＜系統増強プロセスの概要＞



3. まとめ

13

■ 本プロセスについて、本日の審議をもって全体の整理が完了することから、詳細な運用ルールの整理や関連する規程類の改定などの2024年度の運用開始に向けた準備を進めていく。

項 目		詳細整理における課題	これまでの議論内容
①位置付け	本プロセスの位置付け 基本的考え方	- 一般送配電事業者の費用便益評価に基づく増強と本プロセスとの関係 - 本プロセスによる系統増強の基本的な考え方	ローカルノンファーム導入によるメリットを毀損しないことを前提に、費用便益評価に基づく効率的な設備形成を補完する限定的スキーム
②対象系統	系統増強の対象範囲	本プロセスの対象とする適用系統の範囲	ローカル系統を対象とする
③対象電源	本プロセスの対象電源	本プロセスの活用対象となる電源（接続する系統の電圧階級など）	ローカル系統と配電系統(高圧以上)に接続する電源とする
④系統増強	増強規模の考え方	系統増強を行う際の増強規模の考え方	系統全体の効率的な設備形成を阻害しないことを前提に、一般送配電事業者が発電事業者のニーズを考慮しつつ、系統状況や増強・改修の既計画との整合性等も勘案して増強内容を検討
	増強内容の検討方法	効率的な設備形成を前提とする増強内容の検討方法	
⑤費用負担	費用負担の在り方	- 系統増強に係る費用の負担者の考え方 - 費用負担者の扱い	- 増強を希望する発電事業者の負担を基本 - 本プロセス後においても、系統利用のルールに基づき他のノンファーム電源と同様の扱い
⑥開始基準	本プロセスの開始基準	発電事業者希望に基づく系統増強の規律（開始基準）の考え方	本プロセス開始前に、発電事業者の混雑緩和に対して系統増強が有効であるか等を確認するステップを設定する。
⑦その他	手続き・規程類	具体的な手続きの整理	現行のアクセス手続きを基本に、本プロセスの特徴を踏まえて整理（スライド9,10）

2. 技術検討等ステップの手続き

(出典) 第69回 広域系統整備委員会 資料2

10

- 技術検討等ステップの手続きは、従来の一括検討プロセスの手続きを基本に以下のフローとすることでどうか。また、開始検討料やプロセス参加者に求める保証金についても、一括検討プロセスと同等に設定することでどうか。
 - また、本プロセスの成立は申込者の個別の事業判断によるところが大きいことから、本プロセスにおいては、開始申込者単独での増強も選択可能としてはどうか。
 - なお、ローカルノンファーム導入のメリットを毀損しないとする本プロセスの位置付けや他の発電事業者のアクセス検討に与える影響が限定的となる見込みを踏まえ、本プロセス実施中においては、当該系統への他の発電事業者からの接続検討申込や契約申込を受け付けることを基本としてはどうか。
- ※本プロセス成立・不成立が他の発電事業者のアクセス検討に与える影響が大きい場合の対応については今後検討

本機関ウェブサイト公表資料（一部抜粋）

3. 混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの開始申込み又は同プロセスへの応募における保証金の算定方法

募集を実施する場合（募集により複数事業者を想定する場合）

保証金＝負担可能上限額（消費税等相当額含む）×5%

※保証金は千円単位（千円未満の端数切捨て）とします。

募集を省略する場合（単一事業者を想定する場合）

保証金＝概要検討回答の工事費負担金概算（消費税等相当額含む）×5%

※保証金は千円単位（千円未満の端数切捨て）とします。

1-1. 混雑緩和プロセスとはどのような位置づけのプロセスなのか（何ができるようになるのか。）。

- 混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス（以下、「混雑緩和プロセス」といいます。）は、これまで国や本機関が検討・導入してきた仕組みの一部を補完するプロセスになります。過去、再エネの大量導入による系統増強工事の大規模化や長期化により、系統アクセスにおける発電事業者の負担が大きくなるなど再エネ拡大の課題となりました。これを解消するため、系統増強をせずに接続できるノンファーム型接続を2021年1月以降順次導入しています（ローカル系統については2023年4月以降）。これにより、発電事業者は系統アクセス時の系統増強を回避でき、系統増強は原則一般送配電事業者が費用便益評価を行い、判断・実施する仕組みに移行しています。
- 今般の混雑緩和プロセスは、費用便益評価の結果、増強とならない系統において、原則外に対応として、発電事業者が費用負担することを前提に実施する仕組みとして導入するも

10-1. 工事費負担金が高額になった場合、分割払いはできるのか。

- 工事費負担金は原則として一括払いとなります。ただし、工事が長期にわたる場合には、工事費負担金を一括して支払うことは混雑緩和希望者等の負担が大きくなることから、送配電等業務指針第103条第3項に準じて、工事設計・発注などの工程ごとの切り分けを検討の上、工事工程単位での分割払いが可能となる場合があります。工事費負担金の分割払いを希望される場合は、一般送配電事業者又は配電事業者にお問い合わせください。